

微小粒子状物質 PM2.5 対策における学校の対応について

岐阜県教育委員会

微小粒子状物質 PM2.5 への対策については、国の指針に基づき、教育委員会のみならず全県的な対応をしています。学校・園においても国の指針や県の運用方針に基づいて対応しています。

県教育委員会では平成 25 年 7 月、保護者の皆様に、県の対策や学校・園の対応についてお知らせするために、本資料を作成し平成 25 年 11 月改訂をしたところです。このたび、県の運用方針の改訂に伴い、改めて本資料を配付いたします。

保護者の皆様におかれましては、本資料を参考に PM2.5 対策について御理解いただき、お子さんの健康のため、学校・園と協力して適切に御対応いただきますようお願いいたします。

1 「微小粒子状物質 PM2.5」ってどんなもの？

PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが $2.5\mu\text{m}$ （髪の毛の太さの 30 分の 1 程度）以下のとても小さな粒子のことです。その成分には、様々な物質が含まれ、物の燃焼などによってできるもの（一次生成）と大気中での化学反応によってできるもの（二次生成）があります。

Check! PM2.5 とは、粒子の大きさを示すものであり、タバコの煙などにも含まれるといわれています。

2 人の体にどんな影響があると心配されているの？

PM2.5 は、とても小さいため、肺の奥まで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も心配されています。特に、呼吸器系や循環器系の疾患のある人や小児・高齢者は、より影響を受けやすい可能性があるとされています。

環境省では、人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、次のように環境基準を定めています。

【1 年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1 日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下】 ※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は、濃度の単位

Check! 環境基準は目標値であり、これを超えても、ただちに健康被害が生じるものではありません。

3 「注意喚起」ってどんなときに発表されるの？

平成 25 年 11 月に環境省は「健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準を、注意喚起のための暫定的な指針となる値」として、次のように示しています。

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
	1 日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			5 時～7 時	5 時～12 時
			1 時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
2	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85 超	80 超
1	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下

岐阜県では、県内全測定局（11 局）を対象として、各日の午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値のうち、2 番目に大きい値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合と、県内全測定局を対象として、各日の午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値の最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合の、1 日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えそうな日に、県民に対して「注意喚起」を発表します。

また、県内全測定局の 1 時間値が 2 時間連続して全て $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になった場合と、これに該当しない場合であっても日没の時間を経過した場合に、注意喚起は解除されます。

Check! 県内では平成22年度に測定を開始していますが、これまでのところ注意喚起の発表に相当する状況になった例はありません。

4 「注意喚起」は、どのように学校・園へ知らされるの？

注意喚起が発表されると、各学校・園へは、次のようなルートで連絡されます。

<市町村立学校・園> 県環境管理課 → 市町村担当課 → 教育委員会 → 各学校・園

<県立学校> 県環境管理課 → 県立学校 ※方法は、FAXの一斉送信等

Check! 住民に対しても、市町村担当課より、防災無線などを使ってお知らせがあります。



5 「注意喚起」が発表されたとき、学校・園はどのように対応するの？

各学校・園では、お子さんの健康を第一に考え、次の3点を基本として慎重に対応します。

- 不要な外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らします。
- 屋内においても換気を最小限にし、外気の侵入をできるだけ少なくします。
- 呼吸器系や循環器系に疾患のある子の体調の変化には、特に気を配ります。

これらの対応については、全ての学校・園においてすでに確認されています。また、注意喚起の発表の有無に限らず、屋外での活動や運動を行うような場合には、普段からお子さんの健康状態に十分配慮しています。もし、お子さんの健康状態に御心配な点がある場合には、保護者の方からもその旨、学級担任等にお申し出いただくと、より適切な対応をとることができます。

なお、国は「屋外での長時間の激しい運動」について、一概に明示することは困難としながらも、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動を想定しているとしており、運動会等の屋外活動はこれに当たらないとしています。

今後、各学校・園においては、持久走や長距離走等の取り組みも始まります。屋外での体育活動中などに注意喚起が発表された場合、学校・園は、上記の3点を対応の基本としつつ、教育活動への影響にも配慮しながら、適宜判断していきます。

Check! 注意喚起は、あくまでも参考情報として広く社会一般に注意を促すために行うものであり、大気汚染予報、大気汚染注意報及び大気汚染緊急警報のように、法に基づいて発令されるものではありません。

6 PM2.5の情報について、もっと詳しく知るにはどうしたらいいの？

PM2.5対策については、下記のサイトなどから関連情報を入手することができます。PM2.5についての理解を深めることが、適切な対応につながります。

- 環境省 HP「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

- 岐阜県 環境生活部 環境管理課 HP「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/taiki/kensasokuho/sokuhou.html>

- 環境省「大気汚染物質広域監視システム そらまめ君」

<http://soramame.taiki.go.jp/>

Check! 岐阜県環境管理課 HP には、PM2.5に関する情報、注意喚起の実施の有無、速報値、過去の測定値などが分かりやすく掲載されています。

また、携帯電話やメーテレのdボタンからも、速報値を確認することができます。